

四日市市告示第167号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成6年四日市市告示第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の条件)</p> <p>第7条 融資の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付利率 <u>年率1.3%(固定)</u></p> <p>(3) から(6)まで (略)</p>	<p>(融資の条件)</p> <p>第7条 融資の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付利率 <u>年率1.5%(固定)</u></p> <p>(3) から(6)まで (略)</p>

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(商工農水部商業勤労課)